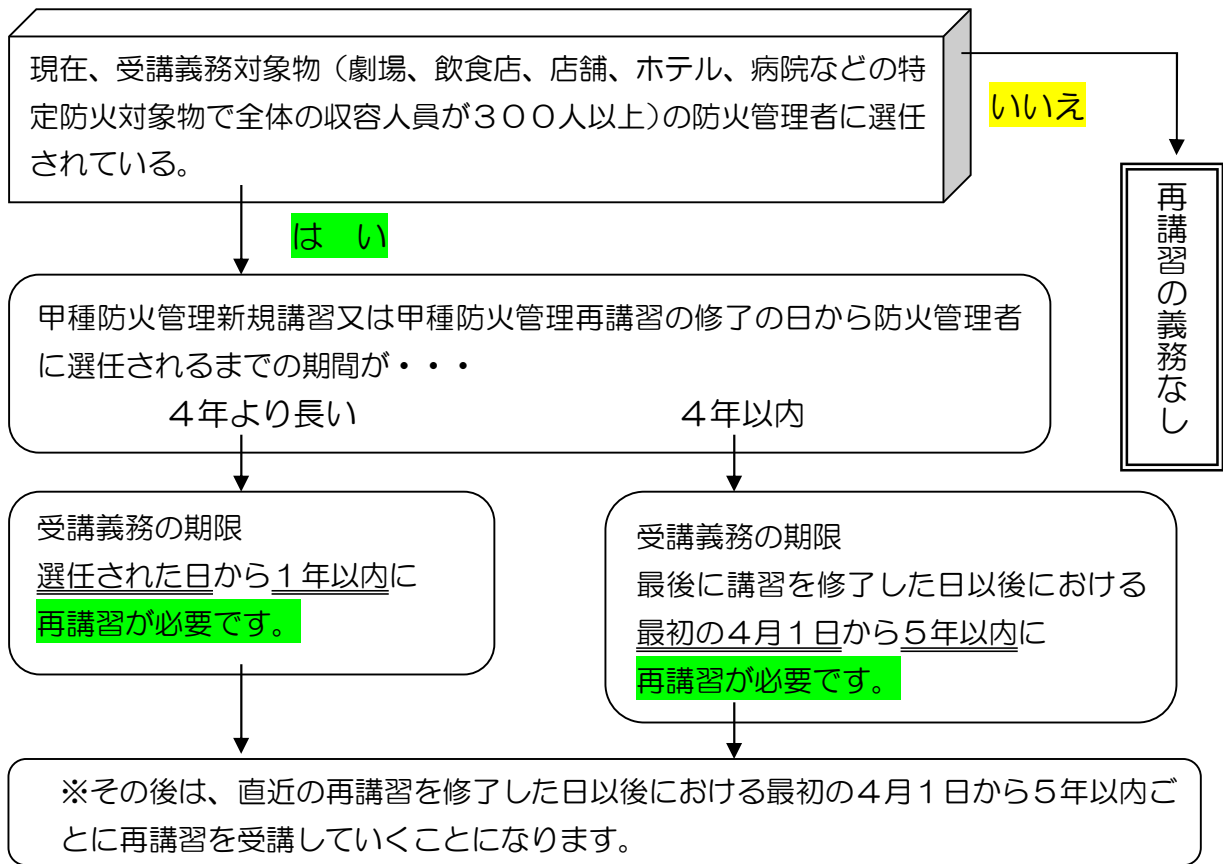


# 甲種防火管理再講習受講に関するフローチャート



## 【受講期限を過ぎた場合】

- (1) 防火管理者が選任されていないことになり消防法令違反になります。
- (2) 消防機関から防火管理者を選任するよう命令され、従わない場合などは罰則が科せられることがあります。
- (3) 防火対象物定期点検報告の不備事項の一つとなり、特例認定を受ける際の支障になります。また、既に特例認定（消防法第8条の2の3）を受けている場合は、認定が取り消され、再度、防火対象物点検資格者による点検を受けなければなりませんのでご注意ください。

## 【お問い合わせ先】

防火対象物を管轄する消防署が講習データを管理していますので、ご確認ください。

お問い合わせ先	電話番号
鳥取消防署 予防係	(0857) 29-6894
湖山消防署 予防係	(0857) 31-0119
岩美消防署 予防係	(0857) 73-0119
八頭消防署 予防係	(0858) 85-1211
気高消防署 予防係	(0857) 82-2211
消防局予防課 予防係	(0857) 23-2460